

千葉県自殺対策推進センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的として、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、自殺に関する情報の収集・分析・提供を行うとともに、自殺対策関係者等に対する研修や関係機関への支援等を行う千葉県自殺対策推進センター事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 事業の実施主体は千葉県とし、実施機関は、保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課内に設置する自殺対策推進センター（以下「センター」という。）とする。

(事業の内容等)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、千葉県自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

(2) 自殺対策計画の進行管理

自殺対策計画を策定するとともに、その計画の進捗状況を的確に把握し、事業が計画どおり進行するよう管理する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 連絡調整

自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする千葉県自殺対策連絡協議会等の会議を開催するほか、関係機関と緊密な連携を図り、自殺対策ネットワークの強化に努める。

(4) 関係機関への支援

関係機関が行う自殺対策に資する事業に対し、相談支援や技術的助言を行う。

(5) 人材育成研修

自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施する。

(秘密の保持)

第4条 事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。